

長岡市野球連盟 規約・施行細則

施行 昭和 62 年 4 月 1 日

改訂 令和 7 年 3 月 8 日

長岡市野球連盟

長岡市野球連盟規約

第 1 章 総則

第 1 条 この連盟は、長岡市野球連盟と称する。

第 2 条 この連盟は、公益財団法人全日本軟式野球連盟 新潟県支部、一般社団法人新潟県野球連盟の下部組織とする。

第 3 条 この連盟は、事務所を長岡市内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 この連盟は、アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球を市民全般に普及し、その健全な発達を助成振興し、市民体力の向上と野球を通じて明朗なるスポーツマンシップと民主主義の培養を図り、もって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第 5 条 この連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種野球大会の主催及び後援
2. 軟式野球の普及発展に関する指導研究
3. 軟式野球の技術向上に関する指導研究
4. 軟式野球用具の推奨
5. 野球施設の設置および拡充に関する事項
6. 機関誌その他必要の刊行物の発刊またはホームページによる情報発信
7. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第 3 章 組織

第 6 条 この連盟は、役員及び会員をもって組織する。

第 4 章 組織

第 7 条 この連盟の会員は、チーム会員と一般会員、賛助会員とする。

第 8 条 チーム会員とは、次の要件を備え連盟に加盟したチームをいう。またチーム会員は

一般チームと少年チームに区分する。

(1) 一般チームは、次のいずれかに該当する者で編成されたチームをいう。一般チームの登録は、Aクラス、Bクラス、Cクラスの3等級とする。但し、格付けはこの連盟会長の責任において決める。

イ. 職域チームは、官公庁、会社、商店、工場等に勤務するもののみにによって編成するチーム、または同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上で編成するチーム。

ロ. クラブチームは、新潟県内に居住又は勤務する者のみにによって編成するチーム。

ハ. 学生チームは、専修学校生、各種学校生徒および大学生とする。また、高校生は同一学校又は、個人で一般チームに登録することができる。但し、学校単位で編成する場合は、学校名は使用せずクラブ名とする。

(2) 少年チームは少年部と学童部とし、次による者で編成されたチームをいう。

イ. 少年部は、中学校で編成されたクラブチーム。

ロ. 学童部は、小学校で編成されたクラブチーム。但し、スポーツ少年団との二重登録は認められる。

第9条 - 1 この連盟に登録するチームまたは選手等は、一つのチームにしか登録することはできない。但し、国民スポーツ大会については、別に定める規定による。

第9条 - 2 チーム会員のチームは、次により編成しなければならない。チーム編成は、男女を問わないものとする。

イ. 一般チームは、監督を含む選手10名以上25名以内で編成しなければならない。総監督、コーチ、マネージャー、スコアラーを選手として登録することはできるが、25名の範囲内でユニフォームを着用し、背番号を付けなければならない。

ロ. 少年チームは、監督1名、コーチ2名以内、選手25名以内で編成しなければならない。但し、監督、コーチは、成人者でなければならない。

第9条 - 3 次の者は、連盟に登録することはできない。

イ. 学生生徒で、連盟以外の組織に登録している者及び学童チームで、硬式ボール及びK-Ballを使用している団体に登録又は大会に参加している者。但し、団体の登録又は大会の参加を抹消した場合は、登録することができる。

第10条 一般会員は、連盟の目的、事業に賛同する者並びに役員及び連盟公認審判員をいう。

第11条 賛助会員は、本連盟の目的並びに事業を賛助する者をいう。賛助会員は、本連盟の行う事業に優待される。

第5章 加盟及び脱退

- 第12条 - 1 チーム会員は、連盟の定める登録申込書（2通）に会費を添えて連盟に申込み、連盟の資格審査を受け、登録された時点で会員の資格を得る。
- 第12条 - 2 チームは、選手等に異動が生じた時は、連盟にその旨届けでなければならない。但し、その年度は他のチームに登録することはできない。
- 第13条 - 1 一般会員は、連盟の定める登録申込書に会費を添えて連盟に申込み、連盟登録された時点で会員の資格を得る。
- 第13条 - 2 一般会員の登録は、毎年3月末日迄に会費を納入することで更新され、その年度の会員の資格を得る。
- 第14条 - 1 賛助会員は、連盟の定める申込書に会費を添えて連盟に提出し、連盟登録された時点で会員の資格を得る。賛助会員は、本連盟の行う事業に優待される。
- 第14条 - 2 賛助会員の登録は、毎年3月末日迄に会費を納入することで更新され、その年度の会員の資格を得る。
- 第15条 会員は、その登録事項に異動を生じた時は、連盟の定める異動届を届出なければならない。
- 第16条 - 1 連盟は、第13条～第15条の申込を受理したときは、直ちに資格審査並びに登録の的行うなければならない。また、連盟は、第15条の届出を受理したときは、登録の変更を行わなければならない。
- 第16条 - 2 連盟は、チーム会員については、指定の名簿に会費を添えて、その年度のチーム登録を完了しなければならない。
- 第16条 - 3 連盟は、毎月末までの会員数を翌月5日迄に、本部に報告しなければならない。
- 第17条 連盟は、次の各号に該当した場合は脱退させることができる。
- ◎ 公益財団法人全日本軟式野球連盟競技者規定に違反した場合。
 - ◎ 連盟会長が不適格と認めた場合。
 - ◎ みずから脱退の意志を表明した場合。
 - ◎ 除名の処置を受けた場合。

第6章 役員

第18条 この連盟に次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 若干名
- ・ 顧問 若干名
- ・ 相談役 若干名
- ・ 理事長 1名
- ・ 副理事長 若干名

- ・ 常任理事 若干名
- ・ 理事 若干名
- ・ 監事 2名

第 19 条 - 1 会長及び副会長は、理事会で選任する。会長、副会長は理事とする。

第 19 条 - 2 会長は、この連盟を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。

第 20 条 - 1 理事は、一般会員より若干名を選出する。会長は理事会の承認を経て、チーム会員より 3 名以内の理事を指名委嘱することができる。

第 20 条 - 2 理事は、理事会を構成し、本連盟の重要事項を議決する。

第 20 条 - 3 理事は、互選により理事長 1 名、常任理事若干名を選出する。

第 21 条 - 1 理事長は、会長・副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務を統括する。

第 21 条 - 2 理事長は、会長・副会長に事故あるとき、その職務を代行することができる。

第 21 条 - 3 理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮る いとま が無いときは、会長の意向を受け、これを執行することができる。この場合には、次の理事会の承認を得ることを要する。

第 22 条 - 1 副理事長は、理事長を補佐し、日常の事務を分掌する。

第 22 条 - 2 理事及び常任理事のうちの若干名を、副理事長とする。

第 23 条 - 1 監事は、理事会において選出する。監事は、会計を監査する。

第 23 条 - 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第 24 条 顧問及び相談役、各々若干名を、理事会の推挙により会長が委嘱することができる。
顧問は、会長の諮問に答え、相談役は、会務の相談に応じる。

第 25 条 - 1 役員の任期は二カ年とする。但し再任を妨げない。

第 25 条 - 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 25 条 - 3 役員の任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 7 章 会議

第 26 条 - 1 連盟の会議は、総会・理事会及び常任理事会とする。

第 26 条 - 2 総会は定期総会とし、年 1 回、会長が招集し議長となる。総会は議員の 3 分の 2 以上出席しなければ開会することができない。但し、書面を以て委任したものは、あらかじめ通知のあった事項については出席とみなす。

第 26 条 - 3 理事会は毎年 1 回以上、会長が招集し議長となる。但し、会長が認めた場合、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求のあった時は、臨時理事会を招集しなければならない。

- 第 26 条 - 4 理事会は、理事 3 分の 2 以上出席しなければ開会することができない。
- 第 26 条 - 5 総会及び理事会等の会議の議決は、出席者の過半数の議決を以て決する。可否同数ある時は、議長の決するところに従う。
- 第 27 条 常任理事会は、必要に応じ理事長が招集し、議長となる。理事長が認めた場合には、常任理事以外の者を出席させることができるが、議決には加わられない。

第 8 章 審判部

- 第 28 条 - 1 この連盟に審判部を置き、審判部規約を定める。
- 第 28 条 - 2 連盟公認審判員は、連盟審判部に属する。
- 第 28 条 - 3 審判部長は、理事会において選出する。審判部長は常任理事とする。

第 9 章 会計

- 第 29 条 会員は、連盟会費を納入する。
- 第 30 条 連盟は、前条の連盟会費及び別に定める分担金を、本部に納付する。
- 第 31 条 この連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。
- ・ 会費
 - ・ 事業収入
 - ・ 寄付助成金
 - ・ その他の収入
- 第 32 条 この連盟の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月末日の 1 年間とする。
- 第 33 条 会計年度の終わりに剰余金があるときは、翌年度に繰越しする。
- 第 34 条 会長は、毎会計年度歳入出予算を編成し、総会の議決を経なければならない。
- 会長は、決算書および証書類を監事の審査に附し、総会の承認の決議を得なければならない。

第 10 章 規律及び表彰

- 第 35 条 連盟の役員及び審判員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなくてはならない。
- 第 36 条 会員が、スポーツ憲章及び連盟の制定する規定に違反したときは、理事会において除名または、大会への出場を停止することができる。
- 第 37 条 この連盟に功績のあった者に対し、別に定める規定により表彰する。

第 11 章 規約の変更など

第 38 条 この規約は、総会の議決を経て変更することができる。

第 39 条 本規約の施行について必要な事項の細目は、会長が別に定める。

附則

1. 本規約は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規約は、平成 20 年 4 月 1 日に改訂する。
3. 本規約は、令和 7 年 3 月 8 日に改訂する。

長岡市野球連盟施行細則

第 1 条	本連盟規約第 39 条により施行細則を定める。	
第 2 条	事務所所在地は、長岡市悠久町 400 長岡市悠久山野球場内に置く。事務局員及び業務分担は別に定める。	(規 第 3 条)
第 3 条	チームの資格審査は、理事会で行う。	(規 第 12 条)
第 4 条	議決及び審議等の会議は次の通りとする。 ・ 重要事項は総会に於いて議決する。(予算、決算、事業計画、役員改選等) ・ 理事会は、本連盟運営上実施方策、及び諸会議提出案件等を審議する。 ・ 常任理事会は緊急を要する事項、又は委託事項等の審議立案を行う。	(規 第 26 条)
第 5 条	議員とは本連盟加盟チームの代表者 1 名と、役員(相談役・顧問を除く)及び、その他登録審判員とする。	(規 第 26 条)
第 6 条	加盟金は次の通りとする。但し、理事会の議決により見直しをすることができる。 イ. 一般チームは、A・B・Cクラスとも、25,000 円とする。 ロ. 少年チームは、その都度協議を行うものとする。	(規 第 29 条)
第 7 条	本部への分担金の金額については、中越野球連盟の決定に従うものとする。	(規 第 30 条)
第 8 条	中越野球連盟会議には会長・副会長・理事長の他に、常任理事より 1 名参加することができる。	
第 9 条	審判員は本連盟の審判部に所属し、審判部運営細則に従うものとする。	
第 10 条	公式戦に出場するチームの試合参加料は 7,000 円とし、抽選会当日納入とする。	
第 11 条	本連盟の組織図・業務分担並びに取り決め事項は別に定める。 (備考参照)	
第 12 条	本細則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。 本細則は、平成 20 年 4 月 1 日に改訂する。 本細則は、令和 7 年 3 月 8 日に改訂する。	

<備考> ◎ 組織図・業務分担
 ◎ 審判部運営細則